

## 薬害肝炎救済法の延長を求める意見書

我が国における薬害肝炎問題を解決するため、「特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第Ⅸ因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法（薬害肝炎救済法）」が、平成20年1月11日に参議院本会議の全会一致で可決成立し、同月16日に公布施行されてから10年が経過しようとしているが、1980年代以降の特定フィブリノゲン製剤等によるC型肝炎感染者数は1万人以上と推計されており、薬害肝炎の被害者のうち、未だに多くが救済されないままとなっている。

厚生労働省では、各医療機関に対して残存するカルテ等の調査を促しているが、調査及び薬害肝炎被害者による請求が、救済法の請求期限である平成30年1月15日までに完了できる見込みは立っていない。

救済法前文には「我々は、人道的観点から、早急に感染被害者の方々を投与の時期を問わず一律に救済しなければならないと考える。」とあり、附則第3条「給付金等の請求期限については、この法律の施行後における給付金等の支給の請求の状況を勘案し、必要に応じ、検討が加えられるものとする。」との規定にしたがい、救済法の請求期限を延長すべき状況にある。

あわせて、薬害肝炎問題の全面解決に向け、以下の点についても救済法の対象とするよう、法改正を進めるべきである。

- 1 症状悪化の場合の請求期限の撤廃。
- 2 慢性肝炎を経ずに劇症肝炎により死亡した場合。
- 3 特定血液製剤以外の血液製剤によるC型肝炎感染。

よって、国会及び政府におかれては、薬害肝炎救済法の請求期限を延長するよう、当市議会は強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年10月6日

藤 沢 市 議 会

衆 議 院 議 長  
参 議 院 議 長  
内 閣 総 理 大 臣  
厚 生 労 働 大 臣

} あて